

# 持続可能な生活道路除排雪の在り方検討会 市民委員公募要領

令和6年4月1日制定（建設局長決裁）

## （目的）

第1条 この要領は、持続可能な生活道路除排雪の在り方検討会の市民委員を公募するために必要な事項を定める。

## （応募資格）

第2条 市民委員は、市内に居住する18歳以上（高校生を除く）の者で、任期中に4回程度、平日の昼間に開催する会議に出席できる者とする。

2 市民委員は、日頃から町内会活動や地域のまちづくり活動に携わるなど、地域活動に対する豊富な知見がある者とする。

## （公募の人数と任期）

第3条 市民委員の人数は2名程度とし、任期は委嘱の日から令和7年3月28日までとする。

## （公募の方法）

第4条 公募にあたっては、ホームページ、パンフレット等により広く周知することとする。

2 応募者には、別に定める応募用紙のとおり、雪対策に係る小論文及び自身に関する事項の提出を求めるものとする。

## （選考方法）

第5条 市民委員の選考にあたり、選考委員会を設置し、公平・公正な選考を行う。

2 選考委員会の委員は、建設局長、雪対策室長、計画課長、事業課長、事業調整担当課長をもって充てる。

3 選考委員長は、建設局長をもって充てる。

4 選考副委員長は、雪対策室長をもって充てる。

5 選考委員会は、必要に応じ選考委員長が招集する。

6 選考委員会の庶務は、雪対策室事業調整担当課において行う。

## （選考基準）

第6条 選考は、提出された小論文等の書類審査による一次選考、一次選考合格者に対する面接による二次選考を行い、最終決定する。

2 一次選考は、小論文の内容や応募動機により、総合的に判断する。

3 二次選考は、一次選考の結果及び面接の結果等により、総合的に判断する。

## （結果通知）

第7条 選考の結果については、応募者本人に対し通知するものとする。

2 応募者から提出された書類は、返却しないものとする。

## （その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、委員の公募に関し必要な事項は、建設局長が別に定める。

## 附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。